

令和3年4月23日
土木部工事第二課

議会の委任による専決処分の報告
(歩行者の負傷事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和2年5月14日(木)午後7時30分頃
(天気:曇り)
- (2) 発生場所 世田谷区上用賀二丁目4番先区道(裏面参照)
- (3) 相手方 乙()
- (4) 事故内容 上用賀二丁目4番先の世田谷区(以下「甲」という。)管理区道において、破損して倒れ通行の障害になっていた車止めを、乙を含む三人で起こし元の位置に置き安定したと思い手を離れたところ、車止めが乙の左足(つま先)上に倒れ負傷した。
- (5) 損傷の程度 乙 左足 中指あざ 薬指骨折
- (6) 過失割合 甲 10割 ・ 乙 0割

2 乙への損害賠償額 106,520円
(特別区自治体総合賠償責任保険により全額補てんされる。)

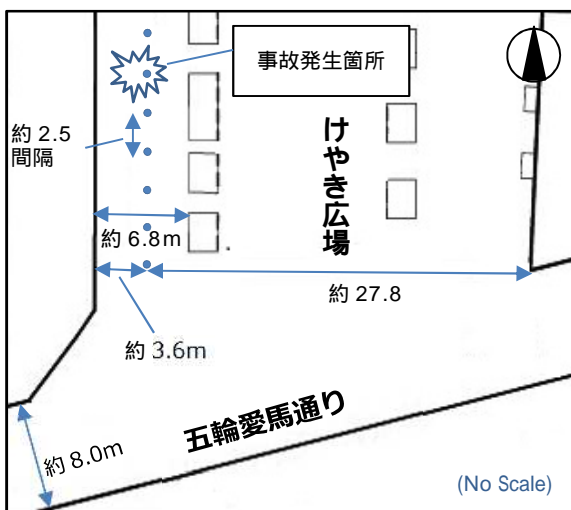
3 専決処分日 令和3年4月15日

事故発生現場案内図



事故発生現場詳細図

平面図



車止め側面図

